

事務連絡
令和 6年5月24日

会員各位

富良野卓球協会
会長 関川 幸

富良野卓球協会加盟登録及び加盟料の納入について（お知らせ）

平素より当協会の運営につきまして、特段のご支援ご指導を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、本年度につきましても加盟登録につきまして下記のとおりご案内致しますので宜しくお願い申し上げます。
なお、当協会に加盟登録のない方は各種大会（連盟主催も含む）に出場することができないことを申し添えます。

記

1. 加盟登録書 別紙

2. 加盟料	○団体加盟料（8名以上）	1団体		
	8名～15名	5,000円	16名～20名	6,000円
	21名～25名	7,000円	26名～30名	8,000円
	30名以上	9,000円		
	○個人加盟料	1人	700円	

3. 加盟登録書の提出及び加盟料納入期限

令和6年5月31日（金）

※期限後の新規加盟登録については、登録書の提出時に併せて納入するようお願いいたします。

4. 登録方法

別紙加盟登録票（任意の様式可）の提出をお願いします。

なお、提出方法については、郵送または電子メール添付によるご提出をお願いします。

電子メールアドレス futa.taikai0283@gmail.com

※提出された後に変更が生じた場合には、お早めに再提出願います。

5. 納入先(口座) 北海道労働金庫 富良野支店（普） 7134933

「富良野卓球協会 会計 船曳 俊希」

6. 納入方法

現金の場合 直近の大会開催時（納入期限後の大会でも問題ありません）に直接ご持参ください。

口座振込の場合 上記納入先銀行口座まで期限までにご入金ください。

口座振込分の領収書が必要な場合は、別途事務局までご連絡ください。

なお、振込手数料は各個人、団体様にてご負担願います。

何かありましたら、事務局長 藤原（電話090-8909-7630）までお問い合わせ下さい。

富良野卓球協会加盟登録規定

- 第1条 加盟登録しようとする一般の団体及び個人は、本会所定の加盟登録書に必要事項を記載し、毎年5月末日までに卓球協会に申請納付するものとする。
- 第2条 本会の主催又は共催する大会の参加は、加盟登録団体・個人であって、かつその登録構成員でなければ出場することもできない。
- 第3条 加盟団体の登録構成員の資格は、学校、職場、クラブ、同一職業を有するもので、その登録構成員が8名以上とし、員数は別途とする。
- 第4条 加盟登録は1人1団体とする。
- 第5条 加盟登録団体は、その登録構成員の追加あるいは退団の変更がある場合すみやかに協会に届けなければならない。
- 第6条 加盟登録団体及び個人が、協会の体面を汚し又は本規定に反した場合は登録を拒み又は取り消しをすることができる。